

## 附属書七A ダンピング防止税及び相殺関税の手續に関する慣行（注）

注 この附属書の規定及び同附属書の規定の下で生ずる問題は、この協定による紛争解決の対象とならず、また、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利を認識する。次の慣行（注）は、一部の締約国においては当該締約国の法令に従って行われており、並びに貿易上の救済の手續における透明性及び正当な手續の目標を推進することができるものである。

注 この附属書に掲げる慣行は、ダンピング防止税及び相殺関税の手續に関する慣行の包括的な一覧を構成するものではない。当該手續の特定の側面がこの附属書に掲げられ、又は掲げられていないことをもって、いかなる推定も行つてはならない。

情報提供の要請において不備を是正し、又は説明する機会

1 締約国の調査当局が、ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査において、情報提供の要請

に対する利害関係者の適時の回答が当該要請に適合していないと決定する場合には、当該調査当局は、次のことを行う。

- (a) 当該回答を提出した当該利害関係者に対し、その不備の性質を通知すること。
- (b) 当該ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を完了するために定められた期間に照らして実行可能な限りにおいて、当該利害関係者に対し、その不備を是正し、又は説明する機会を与えること。

当該利害関係者が当該不備に関して更に情報を提出したが当該調査当局がその回答を十分でないと判断する場合又は定められた期間内に回答が提出されない場合において、当該調査当局が当初及びその後の回答の全部又は一部を考慮しないときは、当該調査当局は、決定その他の書面において、これらの回答を考慮しない理由を説明する。

## 約束

- 2 輸入締約国は、自国の調査当局がダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を開始した後、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸入締約国に所在する当該輸出締約国の大使館又は当該輸出締

約国の権限のある当局に対し、価格に関する約束を検討するよう当該輸入締約国の当局に要求するための当該輸入締約国の手続（当該約束の申出及び締結のための期間を含む。）に関する情報を書面により送付する。

3 ダンピング防止のための調査において、輸入締約国の調査当局がダンピング及び当該ダンピングによって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行った場合には、当該輸入締約国は、輸出締約国の輸出者に対し、自国の法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならばダンピング防止税を課することなく調査を停止することとなる価格に関する約束の案について、妥当な考慮を払い、及び協議を行う機会を与える。

4 相殺関税に係る調査において、輸入締約国の調査当局が補助金及び当該補助金によって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行った場合には、当該輸入締約国は、輸出締約国及びその輸出者に対し、自国の法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならば相殺関税を課することなく調査を停止することとなる約束の案について、妥当な考慮を払い、及び協議を行う機会を与える。

公告及び決定の説明

- 5 ダンピング防止協定<sup>12.2</sup>に規定する最終的な決定が公告される場合には、その公告については、事実及び法令に係る問題であつて調査当局が重要と認めた全てのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載し、又は当該認定及び結論を別の報告書によつて利用可能なものとするようにして行ふ。この公告又は別の報告書に含まれる当該認定及び結論には、調査当局の認定及び結論の理由も含む。
- 6 5の規定の適用上、秘密の情報の保護を条件として、公告又は別の報告書には、特に、次の事項を含む。
  - (a) 定められたダンピングの価格差並びに正常の価額及び輸出価格の決定の根拠並びにこれらの比較に用いた方法（調整を含む。）の説明
  - (b) 損害の決定に関連する情報（ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が同種の製品の国内市場における価格に及ぼす影響に関する情報、価格を下回らせるものであるかどうかの算定に用いた詳細な方法、ダンピング輸入が国内産業に結果として及ぼす影響並びに因果関係の立証（ダンピング防止協定<sup>3.5</sup>に規定するダンピング輸入以外の要因の検討を含む。）を含む。）
- 7 公告又は別の報告書については、ダンピング防止協定<sup>12.2.2</sup>に規定する輸出者及び輸入者が提示した関連す

る論証又は主張を採用し、又は却下した理由を、調査当局によるその採用又は却下の理由を合理的に理解することができるように並びに調査当局による当該論証又は主張の取扱いが調査当局の属する締約国の法令及び世界貿易機関設立協定に適合しているかどうかを輸出者及び輸入者が評価することができるように十分詳細に記載する。